

## ウクライナー硝酸アンモニウム AD 措置 (WT/DS493/R, WT/DS493/AB/R)

### キーポイント

高崎経済大学経済学部国際学科 教授 梅島 修

#### (1) 当事国:

申立国、被上訴国 ロシア; 被申立国、上訴国 ウクライナ

#### 1. 事件の概要

ウクライナでは、国際貿易に関する省庁間委員会(以下「ICIT」)がアンチダンピング(AD)調査、レビューの開始決定を行い、経済開発貿易省(以下「MEDT」)が調査を行って ICIT に報告書を提出し措置を勧告する。ICIT は、AD 措置の賦課、延長、変更及び終了を決定する。

ロシア産硝酸アンモニウム AD 措置は、2008 年 5 月、MEDT の当初調査に基づき ICIT が発動した。2010 年 10 月、ICIT は、裁判所の判断に従ってロシア生産者 EuroChem 社のダンピングマージンを 10.78%から 0%へ変更した。2014 年 7 月、ICIT は、MEDT の中間及びサンセットレビューの調査報告を受けて、措置を継続し、また EuroChem 社に 36.03%の AD 税と課すことを含めて AD 税率を変更する決定を下した。

2015 年 5 月 7 日、ロシアは、二国間協議を要請した。2018 年 7 月 20 日には、パネル、報告書が加盟国配布され、2019 年 9 月 12 日には、上級委員会が、報告書を加盟国配布した。2019 年 9 月 30 日、紛争解決機関は、それらパネル及び上級委員会報告書を採択した。2019 年 11 月 21 日、ロシアは、DSU 第 21.3 条(c)に基づき、実施のための妥当な期間についての仲裁を申し立てた。

#### 2. 主要論点と結論

##### ① 2008 年及び 2010 年変更決定はパネル付託事項に含まれるか

**パネル:** パネル付託事項の対象となる措置は、パネル設置要請に、その性格と問題点の要旨が示されるよう十分な精密性をもって特定されていないが、DSU 第 6.2 条は、対象とする措置を脚注に特定することを禁止していない。脚注で特定された 2008 年及び 2010 年変更決定をはパネル付託事項に含まれる。

**上級委員会:** パネル判断に誤りはない。

##### ② AD 協定第 2.2.1.1 条及び第 2.2 条に基づく代替原価の使用

**MEDT の認定:** ロシア国内市場のガス価格は市場により決定された価格ではなく、政府に規制された、歪曲した価格であるから、合理的な価格ではない。よって、ロシア生産者の帳簿上の購入原価を却下し、代替原価としてドイツへの輸出価格から輸送経費を控除した額を使用する。

**パネル:** 第 2.2.1.1 条の「通常」との文言に基づくウクライナの主張は、事後の正当化である。また、ロシア市場価格が政府により歪曲されているためロシア企業の帳簿上の原価は合理的ではないとの決定は、第 2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件が調査当局に求めている検討ではない。

第 2.2 条の要請する代替原価はロシア国内の原価である。輸出価格から輸送費を控除した価格は依然として国外のベンチマーク価格であり、ロシア国内価格に調整されたものではない。

**上級委員会：**、第 2.2.1.1 条の「通常」の文言からは一定の状況では同条の 2 条件が満たされた場合であっても生産者の帳簿上の原価を却下できる場合はあり得る。しかし、ウクライナは、この点を上訴していないため、さらなる分析は不要である。その他、パネル判断を支持する。

### ③ AD 協定第 5.8 条：EuroChem 社への AD 税賦課再開について

**パネル：**過去の上級委員会が示した通り、当初調査でデミニマスと判断された生産者は AD 措置の対象外とされなければならない、その後のレビューの対象とすることはできない。ウクライナ裁判所は EuroChem 社のダンピングマージンはマイナスであると判断し、ICIT は、それを受け容れて 2010 年変更決定を下した。したがって、ウクライナは同社に対する調査を直ちに終了し、同社を AD 措置の対象から除外しなければならない。

**上級委員会：** パネル判断を支持する。

### ④ 中間・サンセットレビューにおける損害の可能性の判断

**パネル：**MEDT は、国内産業の諸経済指標を検討して、AD 措置は「国内産業の損害を除去するには十分ではなかった」との結論に至っている。かかる検討は、損害認定を行ったものと理解されるべきではない(本争点は上訴されず)。

## 3. 本件判断の意義

### ① 2008 年及び 2010 年変更決定はパネル付託事項に含まれるか

本件のパネル設置要請は、争点とする協定の条項が対象とする事項の一般的記述から一步踏み込んで、個別事例における具体的な事実を記載している。パネル付託事項の論争を避けるためには、パネル設置要請に、このような具体的な事実を記載することが重要であろう。

### ② AD 協定第 2.2.1.1 条「通常」(“normally”)の意味と同条第 1 文の第 2 条件

「通常」ではない状況に対しては第 2.2.1.1 条第 1 文の 2 条件の規律が適用されないとする上級委員会の見解は、特に、非市場経済国において、輸出生産者へ投入財が市場価格を下回った価格で供給されているに対抗する手段として、重要な方向性を示している。その場合、代替価値として、輸出価格について、AD 協定第 2.4 条に掲げる事項を検討して差異を調整し、原産国の原価とすることができるのではない。

### ③ 事後の正当化

パネルがウクライナの「通常」の解釈の主張を事後の正当化として却下したことは、AD 措置を発動した加盟国が WTO 協定に認められている権利を行使することを否認するものであり、不当ではないか。

### ④ 損害認定

本パネル判断は、サンセットレビュー調査時点での国内産業の損害を認定しないで、損害の継続または再発の可能性の判断を AD 協定第 11.2 条及び第 11.3 条に整合的に行う一つの筋道を明示したものとして、評価できる。

## ウクライナ産硝酸アンモニウム AD 措置

WT/DS493/R, WT/DS493/AB/R

(2018年7月20日パネル報告書<sup>1</sup>、2019年9月12日上級委員会報告書<sup>2</sup>配布)

高崎経済大学経済学部国際学科

教授 梅島 修

### 1. 本件事案の概要

#### (1) 紛争当事国

申立国、被上訴国： ロシア  
被申立国、上訴国： ウクライナ  
第三国参加： アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、EU、日本、カザフスタン（パネルのみ）、メキシコ、ノルウェー、カタール（パネルのみ）、米国

#### (2) 背景

ウクライナでは、国際貿易に関する省庁間委員会（Intergovernmental Committee on International Trade、以下「ICIT」）が、アンチダンピング調査の開始、アンチダンピング措置（以下「AD 措置」）の賦課、延長、変更及び終了を決定する権限を有する（AB 5.2）。ICIT の調査開始決定を受けて、経済開発貿易省（Ministry of Economic Development and Trade of Ukraine、以下「MEDT」）が、調査を行い、その調査報告書を ICIT に提出して措置を勧告する（AB 5.6）。

本件で問題とされた措置はロシア産硝酸アンモニウム AD 措置で、2008年5月、MEDT の当初調査に基づく ICIT の最終決定（以下「2008年決定」）により賦課されたものである。2010年10月、ICIT は、国内の司法判断に従ってロシア生産者である EuroChem 社のダンピングマージンを 10.78%から 0%へ変更した（以下「2010年変更決定」）（パネル 7.19）。

2014年7月、ICIT は、MEDT の中間及びサンセットレビューの調査報告を受けて、措置を継続し、ダンピング税率を変更する決定（以下「2014年延長決定」）を下した（パネル 2.2）。それらレビューにおいて、MEDT は、ロシア生産者 2 者（EuroChem 社及び JSC Dorogobuzh 社）のダンピングマージンを、構成価額を用いて計算した<sup>3</sup>。その計算で、MEDT は、生産工程での主要エネルギーであるガスのロシア国内価格は市場価格ではなく、政府により管理され原価割れ販売された価格であるとして、2 者の実際の購入原価に代えて、輸送経費を

<sup>1</sup> Panel Report, *Ukraine – Anti-Dumping Measures on Ammonium Nitrate*, WT/DS493/R, Add.1 and Corr.1, adopted 30 September 2019.

<sup>2</sup> Appellate Body Report, *Ukraine – Anti-Dumping Measures on Ammonium Nitrate*, WT/DS493/AB/R and Add.1, adopted 30 September 2019.

<sup>3</sup> MEDT は、ロシア国内販売価格は生産原価を下回っていたため使用できない、と認定したものと思われる。

控除したドイツ向け輸出価格を用いた。ICIT は、調査報告書を受け容れて、EuroChem 社に 36.03%の AD 税を課すこととした（パネル 7.134、7.138）。

### (3) WTO 紛争手続の経緯

2015 年 5 月 7 日	ロシア、二国間協議を要請。
2015 年 6 月 25 日	二国間協議を開催するも、解決に至らず。
2016 年 2 月 29 日	ロシア、WTO 紛争解決機関（以下「DSB」）にパネル設置を要請。
2016 年 4 月 22 日	DSB、パネルを設置。
2017 年 1 月 23 日	ロシア、事務局長にパネル構成の決定を要請。
2017 年 7 月 26、27 日	第 1 回パネル会合を開催。同年 11 月 22、23 日、第 2 回パネル会合を開催。
2018 年 7 月 20 日	パネル、報告書を加盟国配布。
2018 年 8 月 23 日	ウクライナ、上訴通知及び上訴意見書を提出。
2019 年 5 月 20-21 日	上級委員会、会合を開催。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、EU、メキシコ、ノルウェー及び米国が第三国参加。
2019 年 9 月 12 日	上級委員会、報告書を加盟国配布。
2019 年 9 月 30 日	DSB、パネル及び上級委員会報告書を採用。

## 2. パネル報告書の概要

### (1) パネル付託事項の範囲

#### 論点A. 2008 年及び 2010 年変更決定はパネル付託事項に含まれるか

##### ① ウクライナの主張

ロシアのパネル設置要請は、2014 年延長決定を問題としたものであり、2010 年変更決定及び同変更決定に基づく 2008 年決定（以下「2008 年変更決定」）を対象としていない。よって、パネル付託事項に含まれない（パネル 7.11）

##### ② パネルの判断

ロシアのパネル設置要請は、2008 年及び 2010 年変更決定それら自体を独立して紛争の対象としたものではない（パネル 7.20）。

パネル付託事項の対象となる措置は、パネル設置要請に、その性格と問題点の要旨が示されるよう十分な精密性をもって特定されていなければならない（パネル 7.21）。本件パネル設置要請の冒頭のパラグラフでは、2014 年延長決定には全ての公告、報告書が含まれるとし、それらの具体的項目として脚注 2 に 2008 年及び 2010 年変更決定を明示している（パネル 7.22）。さらに、同請求 1<sup>4</sup>では、アンチダンピング措置からデミニマスの輸出者を除外

<sup>4</sup> 後述 4.(1)①に同請求及び脚注 3 の原文を掲載した。

することを怠ったとし、かかる懈怠のあった決定として、脚注 3 に 2008 年及び 2010 年変更決定を明示している（パネル 7.23）。

パネル設置要請の冒頭のパラグラフの、「中間及びサンセットレビューに関連して」との文言は、パネル設置要請の他の部分、本件では脚注 2 と請求 1 との関係で理解されなければならない（パネル 7.26）。また、DSU 第 6.2 条は、対象とする措置を脚注に特定することを禁止していない。脚注は本文の一部をなす（パネル 7.27）。

以上から、ロシアは、対象とする措置として 2008 年及び 2010 年変更決定を十分に正確に特定しており（パラ 7.22-7.24）、2008 年及び 2010 年変更決定はパネル付託事項に含まれる（パラ 7.28）。

### ③ 上訴の有無

本争点は上訴された。

## 論点B. 請求 1、2、17 は十分な法的根拠の概略を提供しているか。

### ① ウクライナの主張

請求 1 は、複数の条項を示しており、いずれの義務違反を問うものであるか不明確である（パネル 7.30）。

請求 4 は、調査のいずれの側面が不整合であるのか示していない（パネル 7.36）。

請求 17 は、複数の条項を示しており、いずれの義務違反を問うものであるか不明確である（パネル 7.42）。

### ② パネルの判断：

個別の請求が紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）第 6.2 条に整合しているためには、請求は、問題とされた措置がどのように又はなぜ WTO 協定に不整合であるかを簡潔に説明し、問題点と特定の条項とを明確に関係付けている必要がある（パネル 7.30）。

請求 1 は、ダンピングマージンがデミニマスである輸出者を AD 措置の対象外としなかったからであり、当該輸出者をサンセット・中間レビューの対象としたからである、と二度も「からである」（“because”）と理由を述べて問題点を明確に示している。前者は AD 協定第 5.8 条、後者は同協定第 11.2 条、第 11.3 条の問題であることを明示している。また、脚注 3 に、2010 年変更決定は 2008 年決定を変更したものであり、デミニマスと判断したウクライナ裁判所の判決に基づくものであることを明示している（パネル 7.33-7.34）。よって、DSU 第 6.2 条に整合している（パネル 7.35）。

請求 4 は、ウクライナはダンピングマージン計算に係り提出された全ての情報を考慮しなかった、と述べており、いずれの側面を問題としているか明確である（パネル 7.39）。よって、問題点を十分に明確に示している（パネル 7.41）。

請求 17 はいずれの条項文言に反したものであるか特定していないが、請求 14、15、16 から、損害認定を問題としていることが明らかである。よって、ウクライナの判断が AD 協定

第 11.2 条、第 11.3 条の条項とどのように又はなぜ整合していないのか、その関係を簡潔に示している（パネル 7.46）。

以上から、いずれのウクライナの主張も認められない（パネル 7.47）。

### ③ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。ただし、EuroChem 社のダンピングマージンは零と認定したことについては上訴されている。

## 論点C. 二国間協議要請に含まれていない請求

### ① ウクライナの主張

請求 7 は AD 協定第 12.2 条及び第 12.2.2 条を問題としているが、当該条項及び公告を問題とすることは二国間協議要請に記載されていない。よって、パネル付託事項に含まれない（パネル 7.12）。

### ② ロシアの反論

AD 協定第 12.2 条及び第 12.2.2 条の問題は、二国間協議要請において述べた同協定第 6.9 条に基づく重要事実の開示義務の問題からの論理的な帰結である（パネル 7.54）。

### ③ パネル判断

二国間協議要請の後に協議が行われ、新たな情報を得てパネル設置要請へと発展するものであるから、その過程において訴因が再構築されることが考えられる。よって、二国間協議要請書において、パネル設置要請の請求が簡潔かつ正確に記載されている必要はない（パネル 7.50）。

しかし、第 6.9 条の重要事実の開示は調査過程における事実開示の問題である一方、第 12.2 条は調査が終了した後の公告における法律上及び事実に関する理由説明の要件を定めるもので、それらは別途のものである（パネル 7.55）。

よって、請求 7 はパネル付託事項の範囲外である（パネル 7.58）。

### ④ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

## 論点D. AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条の「請求」

### ① ウクライナの主張

AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条は二国間協議要請に言及されていない。よって、パネル付託事項の範囲外である（パネル 7.59）。

### ② ロシアの反論

第 3.1 条及び第 3.4 条について、独立した請求はしていない（パネル 7.59）。

### ③ パネル判断

請求 17 に述べられている第 3.1 条及び第 3.4 条は、ロシアの請求に含まれていない（パネル 7.60）。

### ④ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

## (2) ダumping及びダumpingの可能性の判断

### 論点E. AD 協定第 2.2.1.1 条及び第 2.2 条に基づく代替原価の使用

#### ① 問題とされた調査当局の認定

MEDT は、ロシア企業 2 者の正常価額を認定するため、生産原価を構成するガス原価について、ロシア企業が報告した購入原価を却下し（パネル 7.72）、代替原価としてロシアのドイツへの輸出価格を使用した（パネル 7.64）。その理由として、ロシア国内市場のガス価格は市場により決定された価格ではなく、政府に管理された価格であり、輸出価格よりも非常に低く抑えられている歪曲された価格であるため、ロシア企業の帳簿は、ガス原価を合理的に反映したものではない、とした（パネル 7.73）。

しかし、MEDT は、ガस्पロムが実質的に唯一のガス供給者であるとして、ロシア企業に実際のガス供給企業を問うことはしなかった。よって、調査対象企業とガस्पロムとの関係は何ら認定されていない（パネル 7.74）。

#### ② ロシアの主張

MEDT がロシア企業のガス購入原価は合理的に原価を反映していないとして使用しなかったことは、AD 協定第 2.1.1.1 条及び第 2.2 条に不整合である（パネル 7.75）。

MEDT は、ガス価格が第 2.2.1.1 条の「通常」にあたるか否かの検討をしていない。また、同条第 2 条件は、帳簿が調査対象企業の負担した原価を合理的に反映しているか否かという問題であって、負担した原価が合理的かという問題ではない。MEDT は、EU-Biodiesel 上級委員会<sup>5</sup>の指摘した「非独立事業者間」取引ではない、と認定したものでもない（パネル 7.82）。

さらに、MEDT の適用したガス原価の代替価格は「原産国」の原価を反映したものではない。よって、第 2.2 条、第 2.2.1.1 条に不整合である（パネル 7.93）。

#### ③ ウクライナの反論

ロシア企業の帳簿上のガス原価は、第 2.2.1.1 条に定める第 2 条件である、生産及び販売に関連する原価を合理的に反映しているものではない。よって、MEDT が当該原価を却下したことは正当化される。

---

<sup>5</sup> Appellate Body Report, *European Union – Anti-Dumping Measures on Biodiesel from Argentina* (“EU – Biodiesel”), WT/DS473/AB/R and Add.1, adopted 26 October 2016, para. 6.41.

また、第 2.1.1.1 条の「通常」との文言は、全ての場合に生産者の帳簿上の原価を使用することを強制していない。ガス価格は政府により固定されたものであり、商業的な性質のものではない。よって、同条の 2 要件が満たされているとしても、「通常」、すなわち「通常のまたは普通の条件」ではない場合、回答企業の帳簿記載の原価を使用しないことが認められる（パネル 7.78）。

MEDT は、政府規則によりロシア国内のガス価格は歪曲されていると認定したものであるから、EU – Biodiesel 上級委員会が「法的例外」として認定した「非独立事業者間取引」または帳簿の信頼性に影響を与える「その他の実務」<sup>6</sup>にあたる（パネル 7.83）。

#### ④ パネルの判断

##### (ア) EU – Biodiesel : 第 2.2.1.1 条「通常」(normally)、第 2 条件、第 2.2 条

第 2.2.1.1 条の「通常」(normally) の意味するところは EU – Biodiesel パネル<sup>7</sup>、上級委員会とも検討していない（パネル 7.68）。同事件で、上級委員会は、通常の場合では、帳簿は負担した原価を合理的に反映しているかという問題であって、負担した原価が合理的かという問題ではないとし、合理的に反映していない例として、独立事業者間取引ではない取引を挙げた（パネル 7.69、7.70、7.87）。第 2.2 条について、同上級委員会は、原産国外の証拠を製造原価の認定に用いることができるが、原産国の製造原価とするよう調整する必要があると指摘した（パネル 7.71）。

##### (イ) 第 2.2.1.1 条： 「通常」との文言に基づくウクライナの主張について

MEDT が基礎としたウクライナ AD 法第 7 条(9)は、多少の文言の相違はあれ、AD 協定第 2.2.1.1 条と同様の規定である（パネル 7.79）。MEDT は、調査報告書において、当該条項に基づき、ロシア企業の帳簿上のガス購入原価は、ロシア国内ガス市場が歪曲されているためガス経費を完全に反映していない、として却下したものである（パネル 7.80）。MEDT の判断は第 2.2.1.1 条の「通常」との文言に依拠したものであるかという点について、ウクライナは、もしパネルが有益であると判断するのであれば「通常」について議論することを歓迎するが、その議論に至る必要はない、と述べている（脚注 140）。

以上から、MEDT 報告書は、ロシア企業の帳簿上の原価は第 2.2.1.1 条の第 1 条件及び第 2 条件又はそれに類似する国内法に基づいたものとした上で帳簿上のガス原価は通常の場合のものではないとして却下したのではなく、第 2 条件を満たしていないとして却下したものと認定する。よって「通常」との文言に基づいたウクライナの主張は、事後の正当化 (ex post rationalization) である（パネル 7.80）。

##### (ウ) 第 2.2.1.1 条： 第 2 条件に基づく却下について

調査当局は、EU – Biodiesel パネル報告書<sup>8</sup>が脚注 400 で述べた通り、調査対象企業の帳

<sup>6</sup> Ibid.

<sup>7</sup> Panel Report, *European Union – Anti-Dumping Measures on Biodiesel from Argentina* (“EU – Biodiesel”), WT/DS473/R and Add.1, adopted 26 October 2016.

<sup>8</sup> Panel Report, *EU – Biodiesel*, fn. 400 to para. 7.242.

簿の正確性及び信頼性を検討することができる（パネル 7.84-7.85）。よって、問題は、MEDT の調査報告書に適切な根拠が提供されているか否かである（パネル 7.86）。

MEDT は、ガス国内価格の政府規則によって、硝酸アンモニウムの購入価格は輸出価格または第三国における価格よりも低いものであったかを検討して、当該購入価格が合理的なものであったか、即ち、市場歪曲のない通常の状況と考えられる状況であればロシア生産者が負ったであろう原価であったか否か、に焦点を当て、ロシア企業の帳簿上の原価は合理的ではないと判断したものである。これは、第 2 条件が調査当局に求めている検討ではない。同条件は、調査対象製品の生産販売にかかわる費用が帳簿に合理的に反映されているか、という検討を調査当局に認めたものである。これは、たとえば第三国価格と比較して合理的な原価であったかといった検討とは異なる。（パネル 7.89）。

調査報告書は、ガスプロムは国内においてガスを原価割れ販売したとの見解を示している。しかし、MEDT の報告書において、かかる販売が回答企業の帳簿の記載方法に影響を与えたとする説明、ガスプロムが原価割れ販売をしていたことを示す証拠、ガスプロムと調査対象企業とは関連会社であるとの認定はない。いずれの供給者が調査対象企業にガスを供給していたかという認定も、ガスプロムの価格が他のガス供給者の価格に影響を与えていたとする認定もない。（パネル 7.90、脚注 159）。

第 2 条は、輸出者・生産者の価格設定行為を問題としている。非関連供給者の販売価格が政府に規制されている、輸出価格よりも低い、原価割れしている、からといって、調査対象企業の帳簿が信頼できないとする根拠とはならない。MEDT が認定した事実は、第 2 条件に基づいて帳簿価格は合理的に原価を反映していないとするには不十分である（パネル 7.90-7.91）。

以上から、MEDT は第 2.2.1.1 条に整合した適切な根拠なくガス原価を却下した。これは、同条に不整合な行為である（パネル 7.92）。

#### **(エ) 第 2.2 条： ガス原価の代替価格は認めらるか**

MEDT は、ドイツ国境での輸出価格から輸送経費を控除した額を代替価格とした（パネル 7.94）。

*EU – Biodiesel* パネル報告書及び上級委員会報告書では、EU はアルゼンチンの大豆輸出価格（FOB）から fobbing cost を控除したに過ぎず、何らアルゼンチン国内の代表的な生産原価とするための調整をしたものではないところから、「原産国」の原価を構成しないとの判断を示している<sup>9</sup>（パネル 7.97-7.98）。

MEDT の最終報告書は、ドイツはロシア産ガスの最大の顧客であり、2012 年の市場状況により価格が改訂されるところから代表的である、としたが、ウクライナは、輸出価格それ自体が原産国における原価である、とは主張していない。MEDT は、輸送経費の調整を除き、ロシア国内価格を映し出すよう、どのように輸出価格を調整したか、何ら説明していない。かかる価格は原産国外のベンチマークであり、それをロシア国内の原価を反映する価格

<sup>9</sup> Panel Report, *EU – Biodiesel*, paras. 7.257-7.258; Appellate Body Report, *EU – Biodiesel*, para. 6.63.

に調整したものではない（パネル 7.99）。

ウクライナは、ロシア国内のガス価格は歪曲されているため使用できないと主張し、*US – Softwood Lumber IV* 上級委員会は原産国の価格が政府支配により歪曲されているときは原産国外のベンチマークを使用することができると判断している<sup>10</sup>、と指摘する（パネル 7.100）。しかし、MEDT は、ロシア国内のガス価格を却下する適切な根拠を示していない。また、*US – Softwood Lumber IV* の事例は補助金及び相殺措置に関する協定（SCM 協定）第 14 条(d) に基づき補助金額を判断するためのベンチマークについての判断であり、AD 協定第 2.2 条とは無関係である（パネル 7.102）。

よって、MEDT の採用した価格は原産国のガス原価を反映したものとは言えない（パネル 7.103）。

#### ⑤ 上訴の有無

本争点は上訴された。

### 論点F. AD 協定第 2.2.1 条及び第 2.1 条：通常の商取引テスト

#### ① ロシアの主張

MEDT が認定したロシア企業の製造原価は AD 協定第 2.2.1.1 条不整合であるから、原価割れ販売認定も第 2.2.1 条に不整合である。

#### ② ウクライナの反論

第 2.2.1.1 条と第 2.2.1 条とは別途の義務を定めた条項である。第 2.2.1.1 条不整合が直ちに第 2.2.1 条不整合となるものではない。ロシアは、MEDT が採用した調整がなければ結果が異なったことを立証しておらず、よって、第 2.2.1 条に不整合であることを立証していない（パネル 7.115）。

#### ③ パネル判断

第 2.2.1 条に定める原価は第 2.2.1.1 条の規律に基づき認定される。したがって、第 2.2.1.1 条不整合は、第 2.2.1 条不整合となる（パネル 7.116）。

ガス原価の調整がなかったとした場合に第 2.2.1 条に不整合であったかを検討することは新規の検討（*de novo review*）を行うこととなる。パネルは、かかる検討を認められていない。よって、ロシアがかかる点を立証する必要もない。ウクライナの無害な誤謬（*harmless error*）の主張は認められない。（パネル 7.117）。

#### ④ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

---

<sup>10</sup> Appellate Body Report, *United States – Final Countervailing Duty Determination with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/AB/R, adopted 17 February 2004, paras. 93 and 101.

## 論点G. AD 協定第 2.1 条不整合

### ① ロシアの主張

ウクライナは通常の商取引である国内販売を、そのように認定しなかった。よって、ダンピングマージン計算は誤りである。したがって、第 2.1 条に不整合である (パネル 7.119)。

### ② ウクライナの反論

第 2.1 条は、特定の義務を定めた条項ではない (パネル 7.119)。

### ③ パネル判断

パネルは、第 2.2.1 条に整合的な認定がなされていればどのような結果となっていたかについて、新規に検討する (*de novo review*) する権限を持たない。ロシアの主張は仮定にすぎない (パネル 7.121)。よって、ロシアの主張を排斥する (パネル 7.122)。

### ④ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

## 論点H. AD 協定第 2.4 条不整合

### ① パネル判断

ロシアの主張は MEDT の認定した正常価額が協定不整合であることを根拠としたものである。すでに、当該事項は協定不整合であると判断したところから、AD 協定第 2.4 条不整合は判断しない (パネル 7.126)。

### ② 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

## 論点I. AD 協定第 2 条に不整合なダンピングマージンに依拠した中間・サンセツトレビュー

### ① ロシアの主張

MEDT は、その中間及びサンセツトレビューにおけるダンピングの可能性決定において、AD 協定第 2 条の各条項に不整合なダンピングマージンに依拠した。よって、当該決定は同協定第 11.1 条、第 11.2 条及び第 11.3 条に不整合である (パネル 7.128)。

### ② パネル判断

過去のパネル及び上級委員会<sup>11</sup>は、調査当局が第 11.2 条または第 11.3 条の決定の基礎として第 2 条に整合しないダンピングマージンに依拠した場合、その決定は第 11.2 条及び第

<sup>11</sup> Panel Report, *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Shrimp from Viet Nam*, WT/DS429/R and Add.1, adopted 22 April 2015, para. 7.393; Appellate Body Report, *United States – Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Japan*, WT/DS244/AB/R, adopted 9 January 2004, para. 127.

11.3 条に不整合であると判断している。当パネルも、当該判断に同意する（パネル 7.130）。第 11.1 条については判断する必要はない（パネル 7.132）。

よって、ウクライナ調査当局の中間及びサンセットレビュー決定は第 11.2 条及び第 11.3 条に不整合である（パネル 7.133）。

### ③ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

## 論点J. AD 協定第 5.8 条： EuroChem 社の調査を終了しなかったことについて

### ① 背景

MEDT は、2008 年決定において、EuroChem 社のダンピングマージンを 10.78% と認定した。これを不服として、EuroChem 社はウクライナ国内司法手続を開始し、地方裁判所は同社の総計ダンピングマージンはマイナスであると判断した（パネル 7.136）。上級審もこの判断を維持した。これを受けて、ICIT は、当該司法判断を実施して、EuroChem 社について調査を終了して同社のダンピング税を 0% とする決定を下した（パネル 7.137）。

しかし、MEDT は、その後のレビューで EuroChem 社を含めて検討し、ICIT は、2014 年延長決定において同社産品輸入に 36.03% の AD 税を課すこととした（パネル 7.138）。

### ② ロシアの主張

2010 年変更決定により変更された 2008 年決定（以下「2008 年変更決定」）は EuroChem 社を措置対象から除外することとせず、0% の AD 税を課した。これは、第 5.8 条に不整合である。また、同社を中間及びサンセットレビューの対象としたことは第 5.8 条に不整合である。さらに、同レビューの結果である 2014 年延長決定において同社に 36.03% の AD 税を課すこととしたことは、第 5.8 条、第 11.1 条、第 11.2 条及び第 11.3 条に不整合である（パネル 7.135、7.143）。

ウクライナ地裁の権限はウクライナの国内法の問題であり、本紛争とは関係がない。同地裁の認定及び ICIT の決定から、EuroChem 社のダンピングマージンはデミニマスであることは明らかである（パネル 7.144）。

### ③ ウクライナの反論

MEDT はダンピングマージンがデミニマスであるとの判断を下していない。ウクライナ地裁にかかる計算を行う権限はない（パネル 7.144）。

MEDT は当初調査においてデミニマスを上回るダンピングマージンを認定したものであるから、ウクライナに第 5.8 条の義務は発生していない（パネル 7.145）。

### ④ パネル判断

*Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice* 上級委員会が示した通り、当初調査でデミニマス

のダンピングマージンと判断された生産者は AD 措置の対象外とされなければならない<sup>12</sup> (パネル 7.140)。また、同上級委員会は、第 11.2 条の事情変更レビューは AD 税の継続の可否を検討するものであるから、当初調査においてデミニマスであった生産者は事情変更レビューの対象とすることはできない、との判断を示した<sup>13</sup> (パネル 7.141)。

EuroChem 社のダンピングマージンについて、ウクライナは、裁判所の判断の法的有効性に疑義を呈していない。裁判所は EuroChem 社のダンピングマージンの合計値はマイナスであると判断し、ICIT は、それを受け容れて 2010 年変更決定を下した。よって、EuroChem 社の当初調査におけるダンピングマージンはデミニマスであったと判断する (パネル 7.146-7.147)。WTO 紛争解決に提起された問題は、国内の法手続によって決定づけられるものではない (パネル 7.149)。

したがって、第 5.8 条により、同社についての調査は直ちに終了しなければならず、同社は AD 措置の対象から除外されなければならない。EuroChem 社を除外しなかった 2008 年変更決定は第 5.8 条に不整合である (パネル 7.152)。

一度除外された生産者は、以後のレビューにおいて対象に復帰させることはできないと考える。この見方は、*Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice* 上級委員会により支持されている (パネル 7.156)。よって、2014 年延長決定に EuroChem 社を含めたことは、第 5.8 条に不整合である (パネル 7.157)。

ロシアの第 11.1 条、第 11.2 条及び第 11.3 条の請求は第 5.8 条の請求と同じ根拠であるので、司法経済により判断を差し控える (パネル 7.159-7.160)。

#### ⑤ 上訴の有無

本争点は上訴された。

### (3) 損害の可能性の判断

#### 論点K. 中間・サンセットレビューにおける損害の可能性の判断

##### ① ロシアの主張

MEDT は、中間及びサンセットレビューにおいて、EuroChem 社を除外して損害の可能性を検討しなかったことにより、AD 協定第 11.2 条及び第 11.3 条並びに同協定第 3.1 条及び第 3.4 条に違反した (パネル 7.161)。調査当局は、レビューにおける国内産業の現在の損害状況の評価は第 3 条に整合的に行わなければならない。第 3 条に整合しない損害評価に依拠して中間及びサンセットレビューの決定を行ったことにより、MEDT は第 11.2 条及び第 11.3 条に違反した (パネル 7.162)。

特に、MEDT は、損害の継続の可能性ありと判断したものである。現存する損害のみが継

<sup>12</sup> Appellate Body Report, *Mexico – Definitive Anti-Dumping Measures on Beef and Rice, Complaint with Respect to Rice (Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice)*, WT/DS295/AB/R, adopted 20 December 2005, para. 217; Panel Report, *Mexico – Definitive Anti-Dumping Measures on Rice*, WT/DS295/R, adopted 20 December 2005, para. 7.140.

<sup>13</sup> Appellate Body Report, *Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice*, para. 219.

続できるものであるから、かかる判断は、レビュー対象期間の損害、即ち現在の損害、を認定して初めて可能となる。MEDT は第 3 条に基づき現在の損害を認定したものである（パネル 7.174）。

## ② パネル判断

第 11.2 条と第 11.3 条において検討すべき点は類似している（パネル 7.164）。それら条項は、その検討方法について何ら特定していない。しかし、上級委員会が *US – Oil Country Tubular Goods Sunset Reviews* など説明した通り、「レビュー」（review）及び「決定する」（determine）との文言から、調査当局は十分な事実を根拠として理由ある適切な結論に至らなければならない<sup>14</sup>。また、その事実評価は、第 17.6 条(i) により、偏りのない、客観的なものであることが求められている（パネル 7.165）。

サンセットレビューでは、第 3 条に基づく損害認定を行うことは求められていない（パネル 7.166）。しかし、レビューにおいて第 3 条に不整合な損害認定を行った場合、かかる認定は可能性の判断の十分な根拠とならず、かかる認定に基づく判断は第 11.3 条に不整合な判断となる（パネル 7.169）。

本件レビューにおいて MEDT が現在の損害を認定したか否かは事実に関する問題である（パネル 7.175）。MEDT は、国内産業の諸経済指標を検討して、「国内産業の損害は完全に除去されたものではなく」、AD 措置は「国内産業の損害を除去するには十分ではなかった」との結論に至っている（パネル 7.176）。かかる検討は、AD 措置の効果を検討して、AD 税が撤回されたときに考えられる効果を分析したものであり、損害認定を行ったものと理解されるべきではない（パネル 7.181）。AD 措置の効果を評価するために、国内産業の現在の状況を検討することは考えられる。かかる検討の一部は損害認定に関連するものであろうが、損害の可能性の検討に関連するものでもある（パネル 7.182）。調査当局が産業の業績を示す要因、数値に基づき国内産業の現在の状況を検討したことは、国内産業の実質的な損害を立証したこととはならない（パネル 7.183）。

以上から、ロシアは、MEDT が国内産業の損害認定を行ったことを立証していない（パネル 7.185）。

また、ロシアの請求 17 は、ウクライナの損害認定は第 3.1 条及び第 3.4 条に基づいていないことを前提として（パネル 7.187）、EuroChem 社を対象に含めた中間及びサンセットレビュー決定は第 11.2 条及び第 11.3 条に整合した客観的かつ偏りのないものであるかの判断を求めている（パネル 7.189）。しかし、MEDT は同レビューで損害認定を行っていない。よって、同請求も認められない（パネル 7.191）。

## ③ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

---

<sup>14</sup> たとえば、Appellate Body Report, *United States – Sunset Reviews of Anti-Dumping Measures on Oil Country Tubular Goods from Argentina*, WT/DS268/AB/R, adopted 17 December 2004, para. 284 参照。

#### (4) 調査手続

##### 論点L. ファクツ・アベイラブルの適用

###### ① ロシアの主張

ガス原価として代替価格を使用したことは、事実上のファクツ・アベイラブルの適用である。これは、ロシア生産者は調査に協力し、必要とされた情報を合理的な期間内に提出していたものである一方、MEDT はロシア生産者の提出した情報を却下する旨をロシアの生産者に通知していないところから、AD 協定第 6.8 条及び附属書 II 第 3 項、第 5 項及び第 6 項に不整合なファクツ・アベイラブルの適用である (パネル 7.193)。

###### ② ウクライナの反論

代替価格の使用は第 2.2.1.1 条に基づいたものであって、ファクツ・アベイラブルの適用ではない (パネル 7.194)。

###### ③ パネル判断

MEDT は第 2.2.1.1 条の第 2 条件を満たしていないとしてロシア生産者の提出データを却下したものであって、第 6.8 条の基準に基づいて却下したものではない (パネル 7.196)。

###### ④ 上訴の有無

本争点は上訴されなかった。

##### 論点M. 重要事実の開示

###### ① 背景

MEDT は、重要事実の開示として、AD 措置の継続に係る認定及び勧告が記載された調査報告書のうち、非秘密版を 2014 年 6 月 25 日に利害関係者に開示した。利害関係者の意見提出期限は 2 日後の 27 日であった (パネル 7.199-7.200)。

###### ② ロシアの主張

MEDT は重要事実を開示していない (パネル 7.201)。特に、ダンピング輸入が国内産品の価格に与える悪影響及び国内産業の経済状況について開示を怠った (パネル 7.213)。ダンピング輸入による価格効果について、その数値、価格の下回り、価格引き下げ、価格上昇の妨げに関する実体的事実について、何ら開示していない (パネル 7.215)。また、国内産業の経済状況を示すデータは、国内生産者 4 者の合計値であるから秘密情報とはならない。よって、MEDT は、当該データについて、2010 年からの変化率のみならず、それらの実数を開示すべきであった (パネル 7.230)。

MEDT は、また、ダンピング決定に関連するデータ及び計算式を開示していない (パネル 7.240)。

さらに、MEDT は、利害関係者に開示後の意見提出のための十分な時間を与えなかった。

したがって、AD 協定第 6.9 条及び第 6.2 条に不整合な重要事実開示手続であった（パネル 7.201、7.250）。

### ③ ウクライナの反論

調査当局は、価格効果分析を行うことを義務付けられていない。よって、当該分析は「重要」ではない（パネル 7.215）。

MEDT は、国内産業の経済状況について、損害表に示した傾向値を分析したものであるから、変化率の開示で十分であり、実数は重要事実にあたらぬ（パネル 7.231）。また、AD 協定の重要事実の開示条項は、秘密情報の開示を求めている。秘密情報については、非秘密要約版の開示で十分である。さらに、国内生産者 4 社全ては Ostchem グループの企業であるから、4 社の合計値は秘密情報にあたるどころ、ロシアは第 6.5 条について請求していない（パネル 7.232）。

ダンピングマージン計算について、MEDT は、ロシア生産者が自己のマージンを計算できるよう十分な記述を行ったものである。データ自体は、ロシア生産者が保持しており、開示を要しない（パネル 7.240）。

2 日間の回答期間は、3 社のうち 2 社が意見書を提出したところから、十分であった（パネル 7.250）。

### ④ パネル判断

#### (ア) 本争点の判断基準

第 6.9 条に基づき開示すべき重要事実とは、最終決定に至る検討過程で顕著であった事実で、最終措置を適用するために顕著な事実及び決定とは反対の結果をもたらすであろう顕著な事実を含む（パネル 7.203）。レビューにおいては、ダンピングの可能性及び損害の可能性の決定の基礎となる事実を含む（パネル 7.205）。その開示は、当局が使用したデータを含み、利害関係者が、最終措置に至る決定の根拠を理解し、追加情報を提出し、誤りを訂正し、意見を提出できる程度のものでなければならない（パネル 7.207）。

重要事実の開示からは秘密保持のために取り除かれる情報があるが、それを取り除く方法の適切性は第 6.5 条の問題であり、第 6.9 条整合性の問題ではない（パネル 7.208）。

さらに、重要事実の開示は、利害関係者が防禦行為を行うために十分な時間を与えるようになされなければならない（パネル 7.208）。

ロシアの第 6.2 条に基づく請求は、第 6.9 条に基づく請求と同様であるが、開示事実についてロシアは別途の請求であると主張していないので、訴訟経済から、第 6.2 条については検討しない（パネル 7.212）。

#### (イ) 価格効果の開示について

ウクライナが主張する通り、価格効果分析に関して開示すべきは事実であって分析や理由ではない（パネル 7.216）。しかし、価格効果分析の基礎となった事実を開示する必要がある（パネル 7.217）。本件では、調査対象輸入の価格、国内産品価格、国内生産者の売上原

価（単価）について、2010年から、2011年、2012年、レビュー期間への変化率を開示している（実データは秘密扱い）（パネル 7.219）。さらに、調査対象製品の輸入価格は国内産品価格及び売上原価を下回っており、国内産品価格の構築に悪影響を与え、販売喪失となった、と説明した（パネル 7.220-7.222）。しかし、当該開示に、価格下回り、価格引き下げ、価格上昇の妨げの程度についての情報を何ら含んでいない。これでは、実際に価格下回りがあったのか否か不明である。かかる開示は、ウクライナの結論の事実根拠を理解するためには不十分である（パネル 7.233）。

ウクライナは損害マージンにより輸入価格と国内産業の原価との差額率を開示したとし（パネル 7.224）、かかる差額率から、輸入価格は生産原価よりも低いことが理解できると主張する（パネル 7.226）。これに反対する。調査当局は一貫した方法で開示することが求められている。利害関係者は逆計算や理由の推定に従事してパズルのピースをつなぎ合わせて重要事実を見つけ出すことを求められていない（パネル 7.227）。

よってMEDTは、価格効果の結論の基礎をなす重要事実の開示を怠った（パネル 7.228）。

#### （ウ）国内産業の経済状況の開示について

ロシアは第 6.5 条の請求を行っていない。よって、国内産業の経済状況の実数が秘密情報であるか否かの判断は行わない。本争点におけるパネル判断は、開示された情報が第 6.9 条の要件を充足しているか否かに限定される（パネル 7.233）。

ロシアは、MEDT の判断を理解するために、なぜ実数の開示が必要であるか、また、本争点において当該実数が重要であるのか、立証していない。他方、ロシアは第 6.5.1 条の請求を行っていないため、当パネルは、秘密情報の要約として適切であるか否かの検討を行わない（パネル 7.237）。

以上から、ロシアは、国内産業の経済状況の開示について、第 6.9 条に不整合であることを立証しなかった（パネル 7.238）。

#### （エ）ダンピング判断に関する重要事実の開示

MEDT は、中間及びサンセットレビューにおいて、EuroChem 社及び JSC Dorogobuzh 社のダンピングマージンを計算したが、重要事実の開示において、その正常価額、輸出価格及び調整の実数、それらの計算式を開示しなかった（パネル 7.241）。

重要事実の開示は、利害関係者がいずれのデータを用いてどのようにダンピングマージンを認定したのかを明確に理解できる程度のものである必要がある（パネル 7.243）。

本争点は、*China – HP-SSST (Japan) / China – HP-SSST (EU)* での議論<sup>15</sup>に類似する。同事件で、調査当局は、計算方法の詳細な記述及び提出されたデータの変更点について開示して、元データは各生産者が所持しているとして開示対象としなかった。これについて、パネルは第 6.9 条に整合した重要事実の開示であるとしたが（パネル 7.244）、上級委員会はその判断

<sup>15</sup> Appellate Body Reports, Appellate Body Reports, *China – Measures Imposing Anti-Dumping Duties on High-Performance Stainless Steel Seamless Tubes ("HP-SSST") from Japan / China – Measures Imposing Anti-Dumping Duties on High-Performance Stainless Steel Seamless Tubes ("HP-SSST") from the European Union*, WT/DS454/AB/R and Add.1 / WT/DS460/AB/R and Add.1, adopted 28 October 2015, paras. 5.131 and 5.133.

を覆して、生産者がデータを所持していることの指摘は開示とならないとの判断を下した（パネル 7.245）。

この上級委員会の判断は、本件にも該当する（パネル 7.247）。MEDT は、ダンピングマージンの認定にかかわり一貫した重要事実の開示を行わなかった（パネル 7.249）。

#### **(オ) 開示に対応する時間の十分性**

開示後の意見提出期限の十分性は事例に即して判断されるべきである（パネル 7.251）。

本件において、2 日間は不十分である。ロシアの調査対象生産者は広い範囲について対応しなければならなかったのみならず、ガス原価を第三国輸出価格で代替することを重要事実の開示で初めて知らされた。これはさらなる複雑性を加えたものである（パネル 7.253）。

利害関係者は調査当局が他の事例で行った判断及び調査当局からの質問により重要事実の内容を知り得たことは、抗弁とならない（パネル 7.254）。

#### **⑤ 上訴の有無**

本争点は上訴されなかった。

### **3. 上級委員会報告書の概要**

#### **(1) 当初調査に係る DSU 第 6.2 条、第 7.1 条、第 11 条に基づく請求**

##### **① ウクライナの上訴理由**

##### **(ア) パネル設置要請の脚注で特定された措置について**

2008 年変更決定及び 2010 年変更決定はロシアのパネル設置要請に特定された措置であるとのパネル判断は、DSU 第 6.2 条の適用を誤っている。特定の措置は、パネル設置要請に明確に列挙されるべきである。2008 年決定及び 2010 年変更決定は脚注に言及されているが、それらは問題とする措置を明らかにしたものとは言えない（AB 6.30）。

パネルは AD 協定第 5.8 条に基づく 2008 年変更決定及び 2010 年変更決定に対する請求について判断を下したことにより、DSU 第 7.1 条及び第 11 条の適用を誤った。本紛争は 2014 年延長決定を問題としているものであるから、パネルは 2008 年変更決定及び 2010 年変更決定について判断することはできない。

##### **(イ) EuroChem 社のダンピングマージンについて**

パネルは、2010 年変更決定及びウクライナ裁判所の判決についての議論及び証拠を適切に検討しなかった。それにより、DSU 第 11 条に違反した（AB 6.1、6.40）。裁判所はダンピングマージンを計算したものではなく、2008 年決定の一部を違法としたに過ぎない。ICIT の 2010 年変更決定はダンピングマージンを再計算したものではなく、AD 税を 0% とすると判断したに過ぎない。これは、当初調査におけるダンピングマージンを示すものではない。よって、当初調査段階におけるダンピングマージンにあたらぬ。パネルは、ウクライナの行政実務において、どのような場合にデミニマスと認定するのか、また AD 措置から除外す

る決定を行うのかについて、認識することを怠った (AB 6.51)。

## ② ロシアの反論

ウクライナの 2008 年決定及び 2010 年変更決定についての主張は、パネル設置要請の一部分に基づいたものであり、パネル設置要請の全体を見ているものではない。それは、「2014 年延長決定に関連して」との文言の文脈を無視した主張である (AB 6.30)。

ウクライナの国内法制に係る説明はパネル手続の過程で変わり続けた。パネルはかかる説明を検討したものである (AB 6.52)。また、ウクライナの裁判所が「ダンピングの欠如」との結論に達したところ、パネルはかかる証拠の価値を評価して、同様の結論となったものである。パネルが示した通り、ウクライナ法の制限は WTO の義務を回避するために依拠することはできない (AB 6.53)。

## ③ 上級委員会の判断

### (ア) パネル設置要請の脚注で特定された措置について

DSU 第 6.2 条は、問題とする措置を明らかにすることを要件としている。当該要件は、問題とされている措置の詳細を實際上明らかにする一定の情報であれば、満たされる (AB 6.21)。

問題とされている措置は、パネル設置要請から十分な正確性をもって認識できるものでなければならないが、特定の情報の記載が本文になされているか脚注になされているかによって判断されるものではない (AB 6.32)。本件の脚注 2 及び 3 はロシアのパネル設置要請の一部をなしており、問題とされている措置に関連するものであり得る (AB 6.33)。ウクライナは、脚注 2 及び 3 は背景説明に過ぎないと主張するが、*Indonesia – Iron or Steel Products* 上級委員会<sup>16</sup>は、背景説明は問題とされている特定の措置を明らかにすることの手助けとはならないと判断したのではなく、個別事例の状況により、かかる明示に貢献しているか否か判断される、としたものである (AB 6.35)。

本件のパネル設置要請は、「アンチダンピング措置」と特定し、その詳細を脚注 3 に記載している。よって、本紛争の対象に 2008 年変更決定及び 2010 年変更決定を含むとしたパネル判断は合理的である (AB 6.36)。

以上から、2008 年変更決定及び 2010 年変更決定はパネル付託事項に含まれるとしたパネル判断を支持する (AB 6.59)。パネルに、DSU 第 6.2 条の適用の誤りはない (AB 6.60)。

ウクライナは DSU 第 7.1 条及び第 11 条について、上述と別途の根拠を示していない (AB 6.39)。かかる争点についてのウクライナの第 7.1 条及び第 11 条の主張を排斥する (AB 6.61)。

### (イ) EuroChem 社のダンピングマージンについて

国内法の WTO 協定整合性を評価するにあたって、パネルは、法令文言、行政機関の実務対応など全ての関連する要因を全体的に評価しなければならない (AB 6.43)。本件では、ウ

<sup>16</sup> Appellate Body Report, *Indonesia – Safeguard on Certain Iron or Steel Products*, WT/DS490/AB/R, WT/DS496/AB/R, and Add.1, adopted 27 August 2018, paras. 5.92-5.93.

クライナ地裁が、MEDTは誤って実際には行われていなかった値引きが行われていたとし、さらに誤って EuroChem 社の正常価額に当該値引き額を加算していた、と認定した。そして、同地裁は、かかる誤った加算を訂正して、ダンピングマージンはマイナスであったと判断した。その判断は上級裁により2度にわたり支持され、ICITにより実施された(AB 6.45-6.47)。パネルは、それら事実を検討して EuroChem 社の当初調査におけるダンピングマージンはデミニマスであると結論付け、EuroChem 社に対する調査を直ちに終了せずに2014年延長決定でAD税を賦課するとした決定は、AD協定第5.8条に不整合であるとしたものである(AB 6.48)。

本件で、パネルは、ウクライナ裁判所にダンピングマージンを計算する権限があるか否かの判断を下したのではない。パネルは、裁判所の判断及び2010年変更決定の「総合的効果」(“combined effects”)により EuroChem 社にAD税を賦課する根拠が無くなったと認定し、それはWTO法に基づくデミニマスのダンピング決定にあたる、と判断したものである(AB 6.54)。ICITにダンピングマージンを計算する権限はないとするウクライナの主張は、パネル判断に関連したものではない(AB 6.57)。

以上から、EuroChem 社の当初調査におけるダンピングマージンはデミニマスであったとのパネル認定を支持する(AB 6.62)。

## (2) 中間及びサンセットレビューに係るAD協定2.2条、第2.2.1条及び第2.2.1.1条に基づく主張

### ① ウクライナの上訴理由

パネルは、AD協定第2.2.1.1条の解釈及び適用を誤った(AB 6.65)。EU – Biodiesel パネル・上級委員会は、帳簿の信頼性に影響を与える「非独立事業者間取引」及び「その他の実務」の「例外」を認識している。本件パネルは、当該状況を検討することを怠った(AB 6.92)。パネルは、第2条件の例外を関連事業者間取引か非関連事業者からの購入かという基準により、帳簿が信頼できるか否かを検討しているが、「信頼できない」場合とは、購入が非商業的性格の取引であるかであり、関連事業者間取引はかかる状況が容易に生ずるからに過ぎない。過去のパネル、上級委員会<sup>17</sup>も、「取引において商業原則が尊重され、市場価格が適用されているか」という点から検討しているのである。GATT1994 附属書I「第6条について」の「1について」第2項も、一定の政府行為が価格を「信頼できない」とするものであることを裏付けている(AB 6.98)。

かかる誤りにより、パネルは、ウクライナの原価割れテストはAD協定第2.2.1条不整合であるとの誤った判断に至った。(AB 6.65)

パネルは、第2.2.1.1条の解釈及び適用を誤ったところから、第2.2条の「原産国」にお

<sup>17</sup> Panel Reports, *EU – Biodiesel (Argentina)*, para. 7.232; Panel Report, *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Oil Country Tubular Goods from Korea*, WT/DS488/R and Add.1, adopted 12 January 2018, para. 7.197; Appellate Body Report, *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan*, WT/DS184/AB/R, adopted 23 August 2001, para. 141.

る生産原価の解釈及び適用も誤った (AB 6.65、6.111)。また、パネルは、誤って、第 2.2 条に SCM 協定第 14 条(d)を解釈した *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会の判断は AD 協定との関連がないと判断し、ガス輸出価格を調整して「原産国における」原価を反映したものとすることはできないと判断した (AB 6.114)。

## ② ロシアの反論

「非独立事業者間取引」及び「その他の実務」などの文言は第 2.2.1.1 条にはなく、第 2 条件の例外とはならない (AB 6.93)。

パネルの第 2.2.1.1 条の解釈及び適用に誤りはない。よって第 2.2 条に誤りはない。また、ウクライナの主張する *EC – Fasteners (China) (Article 21.5 – China)* 及び *US – Softwood Lumber IV* は第 2.2 条を検討した事例ではなく、本件と無関係である (AB 6.112)。

## ③ 上級委員会の判断

### (ア) 第 2.2.1.1 条の解釈

第 2.2.1.1 条は、「通常」(“normally”) は調査対象企業の帳簿上の記録を基礎として原価をするが、その条件として、調査対象企業の帳簿が、第 1 条件として GAAP に基づいたものであること、第 2 条件として、調査対象製品の生産及び販売に係る原価を合理的に反映したものであること、という 2 条件を満たしているとき、としている。ここで、「通常」とは、*US – Clove Cigarettes* 上級委員会が示した通り<sup>18</sup>、「通常の又は普通の条件」または「一般に」という意味である。よって、一定の状況では、当該規定から外れることが認められている (AB 6.87)。しかし、ウクライナは、この点のパネル判断を上訴していないため、ここでは「通常」ではない場合の分析は不要である (脚注 308)。

第 2 条件は、「帳簿」が「生産及び販売に係る原価を合理的に反映しているか否か」である。国際価格よりも低い「原価」自体が合理的か否かではない。また、ここにいう「原価」とは、購買または生産のために支払われる価格、である。「係る」(associated with) とは、「結合する、統合する、結びつける」という意味である。よって、第 2 条件は、調査対象輸出者・生産者の帳簿が、当該輸出者・生産者が負担した、生産及び販売と純粋な関係のある原価を適切かつ十分に対応・再現しているか否かである (AB 6.88)。

かかる状況とは異なる状況において、輸出者・生産者の帳簿に基づかずに原価を計算することが認められることはあろう。しかし、かかる場合であっても、第 2.2.1.1 条の冒頭の文言「2.2 の規定の適用上、」から、第 2.2 条の規律は適用される (AB 6.89)。

### (イ) パネルは第 2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件の解釈及び適用を誤ったか

*EU – Biodiesel* パネルは、「非独立事業者間取引」及び「その他の実務」として、償却費の適切な配賦、垂直統合された企業間取引において実際の原価が他の会社の帳簿に記載されている場合、などを指摘し、上級委員会もこれに合意した (AB 6.96)。これらは、原価を合

<sup>18</sup> Appellate Body Report, *United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, WT/DS406/AB/R, adopted 24 April 2012, para. 273.

理的に反映していない状況を例示したものであるが、第 2 条件の例外を示したものではなく、非独立事業者間取引及びその他の実務の範囲を無限に広げるものでもない。上述の原則に照らして各事例に即して判断される。本件について、パネルは判断を誤っていない (AB 6.97)。

ウクライナは、パネル判断は第 2 条件の例外を関連事業者間取引に限定していると主張する (AB 6.98)。パネルは、MEDT はガス価格が政府管理のため歪曲された価格であって市場により決定された価格ではないことを理由としたと認定し、第 2 条件はかかる状況とは関係がない、と判断したものである (AB 6.101)。第 2 条件の帳簿上の原価が純粋に生産販売に係るものである場合、調査対象製品の生産国における材料購入原価が他国における当該材料の販売価格よりも低いとしても、帳簿が合理的ではないこととはならない。ウクライナは、上級委員会手続において、パネルにおける議論以上の議論を行っていない (AB 6.102)。

さらに、MEDT はガスピロムはガスを原価割れ販売していたことを理由としているが、パネルは、MEDT は EuroChem 社のガス供給者を調査しておらず、また、ガスピロム以外のロシア国内のガス価格はガスピロムの価格に影響されているといった事実認定も行っていないことを指摘している。このように、パネルは、個別事例に即した判断を行っている (AB 6.103)。パネル判断に何ら誤りはない (AB 6.106)。

ただし、第 2.2.1.1 条に基づく帳簿原価の否認は、「通常」との文言からも、関連者間取引以外の状況においても、認められる状況はあろう。(AB 6.105)。

ウクライナの第 2.1.1 条に基づく上訴は第 2.2.1.1 条不整合とのパネル判断の結果としてのものである。よって、パネルの第 2.2.1 条不整合の判断に誤りはない (AB 6.108)。

#### (ウ) 第 2.2 条： 「原産国における」生産原価

ウクライナの第 2.2 条の主張のうち、パネルの第 2.2.1.1 条の解釈及び適用に誤りがあることを前提としている限度において、却下する (AB 6.113)。

パネルは、第 2.2 条は原産国外の証拠を排除するものではないが、MEDT は当該価格をロシアにおける原価を映し出した価格に調整したものではないとして、当該代替価値を否認したものである (AB)。

AD 協定第 2.2 条と SCM 協定第 14 条(d)とは、「原産国における」としているところは類似している。しかし、第 14 条(d) は、原産国における「市場の一般的状況」との関係で適切な対価を認定するものである一方、AD 協定第 2.2 条は原産国における生産原価についてである。それらは、同一の機能を有するものではない。US-Softwood Lumber IV では、政府の輸出国内市場における支配的地位により国内民間価格がベンチマークとならない場合において、国外の価格を基に原産国における「市場の一般的状況」を反映したベンチマークを認定して、補助金の額を算定する目的で検討された。原産国の生産原価について検討したものではない。よって、この点についてのウクライナの議論を却下する (AB 6.117-6.118)。

第 2.2 条に基づき使用する生産原価は原産国におけるものでなければならない。本件において、パネルは、ドイツ国境での輸出価格は原産国外のベンチマークであり、MEDT はガス

輸出価格から輸送経費を控除した額がロシア国内原価を映し出すための調整として適切であるか否か説明していないと認定したものである（AB 6.110、6.122）。パネル判断に誤りはない（AB 6.123）。

#### 4. 解説

##### (1) パネル付託事項の範囲

パネルは、請求 1 について、対象としている措置（決定）の特定（論点 A）及び法的根拠の特定（論点 B）のいずれについても、DSU 第 6.2 条不整合はないと判断した。このうち前者について上訴され、上級委員会は、パネル判断を支持した。

パネル設置要請・請求 1 の文言は次の通りである。

1. Articles 5.8, 11.1, 11.2 and 11.3 of the Anti-Dumping Agreement, because Ukraine failed to exclude a certain Russian exporter whose dumping margin was *de minimis* from the anti-dumping measures<sup>3</sup> and because Ukraine subjected this exporter to expiry and interim reviews;

-----  
<sup>3</sup> The following decisions of Ukrainian authorities determined that in the original investigation a dumping margin of JSC MHK EuroChem was *de minimis*: the Decision of the District Administrative Court of the City of Kiev of 6 February 2009 No 5/411, the Decision of the Kiev Appellate Administrative Court of 26 August 2009

パネル設置要請における措置の特定方法について、上級委員会は、対象とする措置が要請書の本文に特定されているのか、脚注に記載されているのかによって違いの生ずるものではない、と明言した。また、措置のうち問題としている側面の特定について、パネルは、パネル設置要請が **because** との文言を 2 度用いて、デミニマスであるロシア輸出者をアンチダンピング措置の対象から除外しなかったこと、当該輸出者を中間及びサンセットレビューの対象としたこと、の 2 つの別途の措置を明示していると指摘した。

このように、パネル、上級委員会とも、本件のパネル設置要請は、措置のうちで争点とする具体的な側面及び協定の条項について、一般的な記述から一步踏み込んで、個別事例における具体的な事実を記載しているところから、DSU 第 6.2 条に整合性していると判断している。本判断は、パネル付託事項の論争を避けるためには、パネル設置要請に、このような具体的な事実を記載することが重要であることを示している。

##### (2) ダンピング及びダンピングの可能性の判断

###### ① AD 協定第 2.2.1.1 条「通常」（“normally”）の意味：非市場経済のマージン計算への示唆

上級委員会は、AD 協定第 2.2.1.1 条の「通常」との文言から、一定の状況では同条の規律から外れることが認められているとした。即ち、第 2.2.1.1 条第 1 文の 2 条件は「通常また

は普通の状況」(normal or ordinary conditions)状況に適用されるものである一方、通常ではない状況においては、2条件の充足如何を問わず、調査対象輸出者・生産者の帳簿に基づかない原価計算が認められることを示した(AB6.87)。

ウクライナは、パネル手続でこの議論を提起していたが、パネルにより事後の正当化(ex post rationalization)であるとして却下され、この争点を上訴しなかった(AB6.87、脚注308)(事後の正当化との判断の問題は後述)。そのため、上級委員会は、「通常または普通の状況」ではないと認定できる場合があるであろうことは排除しないものの、具体的にどのような状況であればよいかは本件の紛争の解決に不要な議論であるとして、検討しないとした(AB6.90、脚注315)。

「通常」ではない状況に対しては第2.2.1.1条第1文の2条件の規律は適用されないとする上級委員会の解釈は、特に、非市場経済国産品のダンピングマージン計算方法について、重要な方向性を示したものと考えられる。

これまでのWTO紛争では、どのような状況であれば、第2.2.1.1条第1文の2条件のいずれかが満たされていない場合であるとして、調査対象輸出者・生産者の帳簿に記載された調査対象産品の生産原価の一部(または全部)を他の数値に置き換えて認定することが認められるか、が議論されてきた。*China – Broiler Products* パネルは、「通常」ではない場合として2条件のいずれかが満たされない場合を指す、としていた<sup>19</sup>。また、*EU – Biodiesel* パネル及び上級委員会の判断から、第1条件(輸出生産者の会計帳簿は、輸出国において一般的に認められている会計原則に従っている場合)が満たされている場合、生産原価の一部または全部に代替価値を適用できる場合とは、第2条件が満たされていない場合、即ち、非独立事業者間取引またはその他の実務により、本来であれば調査対象輸出者・生産者が負担すべき費用を他の企業が負担しているなど、輸出生産者の帳簿に記載されていない経費が存在する場合に限定される、とされた。上級委員会は、本件において、かかる状況以外にも、輸出生産者の帳簿上の原価を否認できる状況があることを示した。

では、どのような状況であれば「通常」ではないとして、輸出生産者の帳簿に記載された原価を否認できるであろうか。本件において、ウクライナは、ロシア国内のガス価格は政府規制により歪曲されているため、輸出生産者のガス購入原価は「通常」にあたらぬ、と主張している。

この主張は、GATT1994 附属書I「第6条について」の「1について」第2項<sup>20</sup>の基本的立場により正当化されると考える。同項は、国家独占により同種の産品の国内価格が決定されている場合、国内価格に依拠しないことを認めている。これは、政府の市場介入により決

<sup>19</sup> Panel Report, *China – Anti-Dumping and Countervailing Duty Measures on Broiler Products from the United States*, WT/DS427/R and Add.1, adopted 25 September 2013, DSR 2013:IV, para. 7.164.

<sup>20</sup> 原文は次の通り。

貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められているものからの輸入の場合には、1の規定の適用上比較可能な価格の決定が困難であり、また、このような場合には、輸入締約国にとって、このような国における国内価格との厳密な比較が必ずしも適当でないことを考慮する必要があることを認める。

定されている価格は、AD 協定第 2 条のダンピングマージン計算の基礎とならないものであることを示している。即ち、第 2.2.1.1 条の「通常」の状況にあたらぬ状況であるといえるであろう。

また、AD 協定第 2.2 条は、正常価額は「通常の商取引」における価格であり、「市場が特殊な状況にある」ときは、当該価格を使用しなくてよいとしている。この条項も、商業原則により決定された価格ではない価格は「通常」のものではないことを示している。

輸出国において投入財の市場価格が政府の介入により歪曲されている状況、特に、近年問題とされている中国などの非市場経済における補助金付きで生産される投入財の価格については、かかる考え方を適用して、当該市場価格を反映した輸出生産者の帳簿上の原価以外の価格を用いてよいのではないかと思われる。

では、次に、輸出生産者の帳簿上の原価を否認できる場合に、どのような価格によって代替することが認められるかについて検討する。

## ② ドイツ輸出価格から輸送経費を控除した価格は、第 2.2 条に基づく調査対象企業のロシアにおける購入原価の代替とならないのか

パネルは、MEDT がドイツ向け輸出価格から輸送経費を控除した価格をロシア国内のガス価格の代替として用いたことについて、MEDT は輸出価格をロシア国内価格に調整したと説明していない、また、輸送経費を控除した当該価格は依然として原産国外のベンチマークであり、ロシアのコストを映し出す価格に調整したものではない、として AD 協定第 2.2 条に基づく原産国の原材料原価とはいえないと判断した（パネル 7.99）。

第 2.2 条は、正常価額として用いることのできる構成価額は「原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたもの」と規定している。この「原産国における生産費」について、EU – Biodiesel 上級委員会は、第 2.2 条の当該文言は、調査当局に、原産国において優勢な (prevailing) 諸条件を反映した生産コストを立証することを求めているものであり、当該立証の根拠となる情報源についてなんら制限していない<sup>21</sup>、との判断を示している。しかし、同事件において、上級委員会は、アルゼンチン農務省が公表した大豆の平均輸出参照価格から fob 費用を減じたに過ぎない額は依然として輸出価格であり、アルゼンチン国内価格を代表するものではない、として輸出生産者の帳簿原価の代替価値とすることを退けている。ただし、同上級委員会は、EU 主張の国境価格（平均輸出価格から FOB 費用を減じた額）を国内価格とできる場合があろうと述べた上で、EU は国内価格であることの説明が不足していると判断したものである<sup>22</sup>。

本件でのパネル判断は、かかる EU – Biodiesel 上級委員会の判断を踏襲したもので、第三国価格を基礎として「原産国の生産費」を認定することを否定したものではない。MEDT が第三国価格をどのようにロシア国内価格に調整したのかについて説明が不足していることを指摘したものである。即ち、単に、ドイツ国境渡し価格から輸送経費を控除して工場出荷

<sup>21</sup> Appellate Body Report, *EU – Biodiesel*, para. 6.62.

<sup>22</sup> *Ibid.*, para. 6.81.

価格とただけでは、依然として、輸出価格であることに変わりはなく、さらに、当該輸出価格が代表的な国内向け出荷価格であるとの説明を要するとしたものである。

では、輸送経費以外に、第三国価格にどのような調整を行えば国内価格と言えるものとなるのであろうか。一つの方法として、AD 協定第 2.4 条に基づく調整が参考となろう。同条は、価格の比較に影響を及ぼす差異として、販売条件、課税、商取引の段階、量、物理的な特性における差異、を掲げている。輸出価格を国内価格に調整するためには、これらの各項目について検討すべきであろう。例えば、商取引の段階の調整として、販売促進費、リベート、技術指導費、保証費など、投入財供給者が市場によって異なった販売活動や付随サービスを行っている事項について調整することが考えられよう。

また、第三国価格を基礎としない方法として、第 2.2.2 条の方法に従って、投入財の構成価額を計算する方法も考えられよう。

### ③ 事後の正当化 (*ex post rationalization*)

ウクライナは、パネル手続において、ロシア国内ガス価格は政府規則に基づき固定された価格であり、商業的な性質のものではなく、歪曲されているため第 2.2.1.1 条の「通常」の状況にあたらぬ、よって、ロシア生産者の帳簿原価を使用する必要はない、との主張を行った (パネル 7.78)。

これに対し、パネルは、ウクライナ AD 法の規定<sup>23</sup>は AD 協定第 2.2.1.1 条と同様の規定であることを確認した上で (パネル 7.79)、MEDT が「通常」という文言に依拠してガス購入原価を却下したものであるとする根拠を示すようウクライナに求めたところ、ウクライナは、パネルが当該議論に至る必要はないと回答した (脚注 140)。これらを踏まえ、パネルは、MEDT の最終報告書に「通常」との文言に基づき判断したとする根拠はないところから、ウクライナの主張は事後の正当化であるとして却下した (パネル 7.80)。

パネルが本論点を事後の正当化と判断して排斥したことには疑問がある。ウクライナの「通常」に関する主張は、第 2.2.1.1 条の「通常」の文言の解釈から MEDT の行った事実認定及び判断が正当化される、とするものである。MEDT は、調査報告書において、政府の市場規制によりロシア国内市場価格は歪曲されている、よって、合理的な価格ではない、という事実認定を行っている。ウクライナの論点は、かかる事実認定が第 2.2.1.1 条に定める「通常」とは言えない場合にあたるか否かという、WTO 協定条項の解釈の問題ではないであろうか。AD 協定が調査過程において調査当局に義務づけている事実認定及びその評価の検討 (たとえば因果関係におけるその他の要因の影響の検討) を行っていなかった、また、利害関係者の主張の採否を最終決定において説明することなく WTO 紛争において初めて議論

<sup>23</sup> ウクライナ AD 法第 7 条(9)は、次の通り規定している。

For the purpose of this Article, costs shall be generally calculated on the basis of accounting reports of the party, a subject to an anti-dumping investigation, under condition such accounting report is made according to the principles and norms of bookkeeping, generally accepted in the country which is a subject of consideration and completely reflects the costs, related to the production and sale of products subject to consideration.

See the Panel Report, para. 7.79, quoting Article 7(9) of Ukraine's anti-dumping law.

した、といった問題とは異なる。本論点は、最終決定後に別途の事実を指摘し又は最終決定における事実評価とは異なる評価を主張する場合とは区別されるべきである。

さらに、本パネルの認定は、AD 措置を発動した加盟国に認められている WTO 協定上の権利（本件の場合、回答企業の会計記録を「通常」の状況で作成されたものではないため却下する権利）であっても、調査当局が国内手続においてかかる権利を行使する旨を述べなかったときは、WTO 紛争において行使することを認めないとするものではないか。そのような制限は、いずれの WTO 協定から認められるのであろうか。

かかる疑義は、申立国が WTO 紛争で初めて主張できる議論の範囲との対比からより明確になる。申立国については、WTO 協定に基づく議論と国内法制に基づき行われた国内手続での議論とは別途であるとして、国内の調査手続において主張しなかった争点を WTO 紛争解決手続で新たに主張することが認められてきた<sup>24</sup>。即ち、申立国には、AD 調査の過程において主張できたにも係わらず主張しなかった論点であったとしても、WTO 協定に基づく主張であると構成することにより WTO 紛争において初めて主張することが認められるのである。かかる原則からすれば、被申立国に WTO 協定に基づく防禦を認めないとするものは不合理である。

#### ④ 第 2.2.1.1 条： 第 2 条件に基づく却下

*EU – Biodiesel* パネル報告書及び上級委員会報告書に沿ったものである。何ら新規の判断はない。

### (3) サンセットレビュー時点での損害認定を行わない損害の継続の可能性の認定

本パネルは、調査当局が AD 措置の効果を検証するためにサンセットレビュー時点の国内産業の営業、財務状況を分析することは、直ちに、調査当局が実質的損害を検討したこととなるものではないとした。この判断は、損害の継続の可能性を認定する場合であっても、サンセットレビュー調査時点での国内産業の損害を認定しないで、損害の継続または再発の可能性の判断を AD 協定第 11.2 条及び第 11.3 条に整合的に行う一つの筋道を明示したも

---

<sup>24</sup> See Appellate Body Report, *Thailand – Anti-Dumping Duties on Angles, Shapes and Sections of Iron or Non-Alloy Steel and H-Beams from Poland*, WT/DS122/B/R, adopted 4 April 2001, para. 94 (“The Panel’s reasoning seems to assume that there is always continuity between claims raised in an underlying anti-dumping investigation and claims raised by a complaining party in a related dispute brought before the WTO. This is not necessarily the case. The parties involved in an underlying anti-dumping investigation are generally exporters, importers and other commercial entities, while those involved in WTO dispute settlement are the Members of the WTO. Therefore, it cannot be assumed that the range of issues raised in an anti-dumping investigation will be the same as the claims that a Member chooses to bring before the WTO in a dispute.”) See also Appellate Body Report, *United States – Safeguard Measures on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb Meat from New Zealand and Australia*, WT/DS177/AB/R, WT/DS178/AB/R, adopted 16 May 2001, para. 114 (“In arguing claims in dispute settlement, a WTO Member is not confined merely to rehearsing arguments that were made to the competent authorities by the *interested parties* during the domestic investigation, even if the WTO Member was itself an interested party in that investigation. Likewise, panels are not obliged to determine, and confirm themselves the nature and character of the arguments made by the interested parties to the competent authorities. Arguments before national competent authorities may be influenced by, and focused on, the requirements of the national laws, regulations and procedures. On the other hand, dispute settlement proceedings brought under the DSU concerning safeguard measures imposed under the *Agreement on Safeguards* may involve arguments that were not submitted to the competent authorities by the interested parties.”)

のとして、評価できる。

第 11.2 条、第 11.3 条は、当初調査の損害認定を規律する第 3 条と異なり、損害の継続または再発の可能性を認定するための方法について何ら定めていない。本件において、MEDT は、AD 措置の発動後に生じた国内産業の状況の変化を検討して、サンセットレビュー調査時点で、AD 措置は当初調査で認定された「国内産業の損害を除去するには十分ではなかった」と認定したものである。かかる事実認定は、本パネルが認定した通り（パネル 7.181）、当初調査における損害の程度とサンセットレビュー時点における国内産業の状態とを比較したものであり、改めて国内産業の損害を認定したものと理解されるべきではないであろう。

#### (4) 重要事実の開示

本パネルは、AD 協定第 6.9 条の重要事実の開示に係り、次の判断を示した。

- MEDT は、価格効果分析において価格下回りを認定したが、価格下回り、価格引き下げ、価格上昇の妨げについて何ら情報を開示していないとして、第 6.9 条不整合を認定した（パネル 7.233）。
- 利害関係者は、損害マージンから逆計算するなどの推定に従事して重要事実を見つけ出すことを求められていないとして、価格下回りの情報は損害マージンという形で開示されているとしたウクライナの主張を退けた（パネル 7.227）。
- 国内産業の経済状況について変化率のみを開示したことについて、ロシアは変化率の開示では重要事実の開示として不十分であることを立証しておらず、また、第 6.5 条の秘密情報の開示の適切性も争っていないとして、ロシアの請求を退けた（パネル 7.237）。
- MEDT は、各生産者はダンピングマージン計算に使用した正常価額、輸出価格及び調整の実データを所持している、として開示対象としなかったが、かかる説明は開示ではないとして第 6.9 条不整合を認定した（パネル 7.245-247）。
- 開示後の意見提出期限の十分性は事例に即して判断されるべきであるところ、本件において、2 日間の期間は不十分である、として第 6.9 条不整合を認定した（パネル 7.253）。

それら争点は、これまでの WTO 紛争における判断に沿ったものである。たとえば、*Argentina – Ceramic Tiles* パネルは、情報を開示したのみではならず、最終決定の基礎となる重要事実である事実を特定しなければならない<sup>25</sup>、とした。また、*China – X-Ray Equipment* パネルは、価格効果分析に係る事実について、価格の傾向を示す記述のみでは重要事実の開示としては不適切である<sup>26</sup>、と判断した。さらに、*Russia – Commercial Vehicles* 上級委員会は、第

<sup>25</sup> Panel Report, *Argentina – Definitive Anti-Dumping Measures on Imports of Ceramic Floor Tiles from Italy*, WT/DS189/R, adopted 5 November 2001 para. 6.129.

<sup>26</sup> Panel Report, *China – Definitive Anti-Dumping Duties on X-Ray Security Inspection Equipment from the European Union*, WT/DS425/R and Add.1, adopted 24 April 2013, para. 7.409.

6.5 条に整合した秘密情報の保持がなされていたとしても、パネルは、開示が第 6.9 条の要件を満たしているか否かを検討しなければならない<sup>27</sup>とし、*China-GOES* パネルは、第 6.5 条の義務と第 6.9 条の義務は別途のものであることを明確としている<sup>28</sup>。

## 5. 本報告書以後の経過

DSB は、2019 年 9 月 30 日、本パネル及び上級委員会報告書を採択し、ウクライナに対して本件 AD 措置を WTO 協定に整合するよう勧告した。これに対し、ウクライナは、実施のための期間が必要であるとしていたところ、2019 年 11 月 21 日、ロシアは、DSU 第 21.3 条 (c)に基づき、実施のための妥当な期間についての仲裁を申し立てた。

以上

---

<sup>27</sup> Appellate Body Report, *Russia – Anti-Dumping Duties on Light Commercial Vehicles from Germany and Italy*, WT/DS479/AB/R and Add.1, adopted 9 April 2018, para. 5.189.

<sup>28</sup> Panel Report, *China – Countervailing and Anti-Dumping Duties on Grain Oriented Flat-Rolled Electrical Steel from the United States*, WT/DS414/R and Add.1, adopted 16 November 2012, para. 7.410.